

事務連絡

令和 7（2025）年 2 月 27 日

各施設 管理者 殿

茨城県保健医療部疾病対策課

国が備蓄する使用推奨期限切れの個人防護具の配布希望数アンケートについて

日頃から本県の感染症対策の推進についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」のとおり、国から各施設へ個人防護具を配布するとの連絡がありました。

つきましては、県から国に対して配布を希望する品目及び数量を報告する必要があるの
で、国からの配布を希望する施設は、下記 1 をご確認のうえ、下記 2 のとおり県あて回答
願います。

記

1 配布の留意事項等

（1）配布される個人防護具について

○今回配布される物資は、ガウン及び非滅菌手袋（※）です。

※ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布性）」、「プラスチックガウン」
から選択可能です。

手袋については、素材（ニトリル性・PVC（ポリ塩化ビニル製））、サイズ（S・M・
L）から選択可能です。

○配布される個人防護具は、使用推奨期限切れの物です。

○配布を希望される施設においては、以下の点に同意いただいたものと取り扱います。

ア 使用用途

- ・希望した施設が自ら使用すること。
- ・訓練等で使用すること。診療、業務では使用しないこと。

イ 転売しないこと。

※転売をする（した）ことが発覚した場合、今後の配布の対象施設から除外されま
す。

ウ 全国の希望数量合計が国の保有量を超えた場合、国において配布数の調整を行う
ため、数を減らされて配布されることや配布されないことがあること。

エ 物資のメーカーの指定はできないこと。

オ 外装（段ボール）箱につぶれがある場合があるが、良品として配布されること。

カ 配布予定時期は令和 7 年 6 月から 9 月であるが、配布時期を希望することはできないこと。

キ 締め切り（3 月 17 日（月））後のキャンセル・希望数量の変更はできないこと。

ク 同じ施設から複数回の回答があったときは、最新（一番最後）の回答を希望数量として取り扱われること。

（２）个人防护具の配送について

○発送連絡はなされません。発送は、国（厚生労働省）から行われます。

○令和 7 年 6 月を目途に順次配布が開始され、令和 7 年 9 月頃を目処に配送完了する予定です。

○国・県に対する発送時期のご要望、お問い合わせはお控えください。

（３）申込みについて

○いずれの物資も 100 枚単位でお申し込みください。

2 申込み方法・申込期限

以下のアンケートフォームから令和 7 年 3 月 17 日（月）までに回答をお願いします。

なお、配布を希望しない場合は回答不要です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68941

※スマートフォンでご回答いただく場合は、以下の QR コードを読み込んでください。



<本通知に関するお問い合わせ先>

茨城県保健医療部疾病対策課

感染症対策室 疫学グループ

電話番号 029-301-3233

電子メール yobo5@pref.ibaraki.lg.jp